

情報セキュリティ基本方針

一般社団法人福島県発明協会（以下「当協会」）は、当協会が保有する情報資産を適正に管理運用するため、情報セキュリティポリシーを定め、当協会従事者は、この情報セキュリティポリシーを遵守し、管理体制の維持に努めます。

1 法令及び契約上の要求事項の遵守

当協会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守すると共に、お客様の期待と、社会からの信頼に応えます。

2 違反及び義務への対応

当協会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

3 情報セキュリティ責任者の配置

情報セキュリティ責任者を配置し、組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めると共に、迅速かつ適切な対応に努めます。

4 組織体制及び規程の整備

情報セキュリティ基本方針に基づいて組織体制及び規程を整備し、情報漏えい等がないように努めるとともに、継続的な改善に努めます。

5 個人情報の扱い

個人情報について、「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき対応します。

6 従事者の取り組みと教育

当協会従事者は、情報セキュリティに必要な知識、技術を習得し、情報セキュリティの取り組みを確かなものとします。また、当協会従事者に対し、情報セキュリティについて適切な教育等を行います。

制定日：令和4年4月1日
一般社団法人福島県発明協会
会長 福井 邦顯